# 官庁報告

## 官庁事項

**東北地方整備局公示**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十四日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 占用を制限する区域　奥州市水沢真城字中平一九二番二から同市水沢真城字荒谷二三番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月二十四日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

**中国地方整備局公示**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十四日　中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号
(三) 占用を制限する区域　周南市大字戸田字八反田東二六一六番一地内
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月二十四日
(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十四日　中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号及び百八十七号
(三) 占用を制限する区域　岩国市瓦谷字岩屋二六五番一から同市瓦谷字岩屋一〇五八五番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月二十四日
(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十四日　中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百九十号
(三) 占用を制限する区域　山陽小野田市新生三丁目一五一八番一から同市日の出二丁目一五一五番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月二十四日
(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

**四国地方整備局公示**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十四日　四国地方整備局長　豊口　佳之